

国際ソーシャルワークの動向とわが国の課題

- IFSW ブラジル大会の議論を踏まえて -

Movement of International Social Work and Issues in Japan -Based on the Discussion at IFSW General Meeting in Brazil-

宮 嶋 淳

Jun MIYAJIMA

本研究は、20世紀末から2008年8月ブラジル・サルバドール世界大会までの、国際ソーシャルワーカー連盟の動向に着目し、わが国のソーシャルワーク学への影響を考察するものである。

本研究では、わが国のソーシャルワークに関する議論が、IFS Wが提唱する国際的なソーシャルアクションを期待できるところに到達しているとはいえず、ソーシャルワークの理念としての人権と社会正義の相互作用についても議論が曖昧なままであるという示唆を得た。

したがって、本研究で得た結論は、わが国のソーシャルワーク学を発展させるためには、国際的なソーシャルワークに係る哲学・思想・理念など基礎的な研究を積上げ、ソーシャルワーカーに期待される役割理念である人権の擁護と社会正義の実現について、更なる議論が必要であるというものである。

キーワード：国際ソーシャルワーク、IFS W、人権擁護、基礎研究

I. 緒言

本研究は、20世紀末から2008年8月ブラジル・サルバドール世界大会までの、国際ソーシャルワーカー連盟(以下「IFS W」という。)の動向を、2年に1度開催される世界大会並びに同会の総会の内容を詳細に分析し、わが国のソーシャルワーク学への影響を考察するものである¹⁾。その上で、わが国のソーシャルワーク学に関する喫急の課題を提示することを目的とする。本研究の目的を達成するため、本稿では、第一にわが国における国際社会福祉に関する研究動向に関する文献研究を行った。この文献研究において国際社会福祉に関する研究の到達点と射程を明らかにすることとした。そのうえで、第二にIFS Wが同会の総会時に公表し、採決を行う2年ごとの活動報告書に焦点をあて、IFS Wの活動の焦点が最近の10年間でいかに変化してきたのかを整理する。IFS Wの活動の焦点は、IFS Wの政策文書で明確にされているため、同政策文書の内容と特質について分析していくことにする。そして第三に上記のサルバドール世界大会での議論の内容を記述し、2010年に向けてIFS Wが何を問題とし、活動の焦点をどこにあてているのかをとりまとめる。

こうしたIFS Wの動きに焦点をあてる理由は、IFS Wの歴史と規模並びに活動の実績からみて、21世紀初頭の国際情勢において、ソーシャルワークを代表する国

際的な職能団体の連合体は他に類がないためである。また、IFS Wは国際社会福祉協議会(以下「ICS W」という。)や国際社会福祉学校連盟(以下「IAS W」という。)との連携を深め、国際連盟のサブ委員会にも組織の代表を送り込んでいる世界的に認知されたNGOであるためでもある。つまり、国際ソーシャルワークの動向を把握するためには、IFS Wの動向を的確にとらえることが欠かせないと考えられるからである。IFS Wが国際ソーシャルワークを代表する組織であるとの認識に立ち、第四にIFS Wの動向をわが国のソーシャルワークを取り巻く動向に引き寄せ、わが国のソーシャルワークに関する議論に欠落していること、不明確なことなどを抽出していくことにする。以上、4つの検討を踏まえて、本研究の目的に到達しようとするものである。

II. 先行研究プレビュー

本節では、わが国における国際社会福祉に関する研究動向に関する文献研究を行った。この文献研究において、わが国の国際社会福祉に関する研究の到達点と射程を明らかにすることとした。

岡本(2008)は、今日の世界情勢を概観し、経済・情報・環境などの側面がグローバルイゼーションを促進する結果をもたらし、資本主義社会の進展を見た反面、南北間における格差問題や深刻化する貧困問題、多発する感染性

疾患、民族紛争による戦争や殺害やそれに伴う難民問題など生活の基本に関わる諸問題が大量発生し、その拡大と拡散の傾向が一層顕著になったとグローバリゼーションのマイナス面を指摘している。また、グローバリゼーションのミクロレベルの影響は、人々の生活内容や生活様式の多様化と個性化などの問題であり、マクロレベルの影響として、地球規模による同一化・共通化・等質化の波があり、人々の暮らしや政治に直結するような動揺と混乱・混乱を招いているとしている。つまり、社会福祉学の焦点が、人々の Well-being の到達にあるとすれば、こうしたグローバリゼーションの影響を看過できないとするのである。したがって、国際社会福祉研究の目的は、少なくとも諸外国の社会福祉事情を知ることのみを目的とするものではないとしている²。こうした岡本の認識は、わが国の社会福祉研究が一般的に、福祉先進国から制度や専門職養成のあり方、専門技術や方法を学び、日本の社会福祉情勢の不備や欠陥を改善や修正するためになされてきたという側面が強かったという先達者の認識に一致している³。しかしながら、岡本は一步踏み出して、自主的な非営利組織が国内のみならず海外に向けてさまざまな支援活動を展開するようになることを期待しているのである。この非営利組織にはさまざまな NGO や NPO が想定でき、日本ソーシャルワーカー協会のような専門職能による NPO も当然に含まれていると推測できる。さらに岡本は国際社会福祉研究の方法として、時間軸を設定することが重要であり、その時間軸による動向や潮流の把握が日本と比して相違点・共通点・同一性・等質性を問うことにより成立するとしている⁴。岡本は、社会福祉の国際比較が単なる諸外国の福祉事情の研究にとどまらず、両者の背景や原因、生成の経過、具体的内容等の精緻な認識把握をし、精密な分析吟味の確かな判断などを行って、導入・採用をしていくためになされるのだとしている。同様に埋橋(2008)は、国際社会福祉研究の比較対象は、制度間の比較、グループ間の比較、問題別の比較、国と国の比較であるとした⁵。また、埋橋は、国際社会福祉研究の比較対象を援助論、すなわち、社会福祉援助技術論またはソーシャルワークに引き寄せて考える時、対人社会サービスは人によって担われ、そのため「質」の評価と比較が必要になるが、「質」の評価と比較は「数量」の評価と比較よりも難しいと述べている⁶。つまり、ソーシャルワークの国際比較を行おうとした場合、岡本が指摘する国際比較の前提条件や指標、さらには埋橋の指摘など多様な論点を踏まえ、議論を集約していく必要がある。こうした議論の集約に示唆を与える指摘として、秋元(2008)が指摘した国際社会福祉と国際ソーシャルワークの相違点に関するとりまとめが参考になる⁷。すなわち、秋元は、国際社会福祉とは人々の福祉を国際的コンテキストの中で記述し、理解し、評価し、改善することに関する活動分野であり、国際ソーシャルワークとは、ソーシャルワー

クプロフェッションおよびそのメンバーによる国際的なプロフェッショナルな行為とその能力をさすとしている。また、国際ソーシャルワークの対象は、最初から地球上のすべての人々であり、[国際社会福祉 地球市民や世界福祉]であり、国際ソーシャルワークの視点は、一国からのみの発想を拒否するという視点が必要であるとしている。一方、井岡(2008)は、国際社会福祉と人間開発や社会開発、人間の安全保障とが重なり、広義には同義語になりつつあるとの認識を示し、国連開発計画やミレニアム開発目標も国際社会福祉のターゲットであるとし、貧困・不平等、ジェンダー、安全、災害、内なる国際化、外等の問題も検討すべき課題であるとしている⁸。このような指摘を踏まえて、本研究においては、国際ソーシャルワークとは、国際社会福祉がターゲットとしているすべての社会問題に対するソーシャルワーク専門職及びそのメンバーにより構成された職能団体による国際的な行為とその力量であると定義しておきたい。したがって、本研究の研究射程は、ラテンアメリカにおけるソーシャルサービスや社会サービスの検討ではなく、ソーシャルワークの分野・領域論でもない。また国際社会福祉という制度論・政策論でもなく、IFSWの動向に着目した国際ソーシャルワークにかかる概論であり、ソーシャルチェンジのためのソーシャルアクション論である。なお、研究上の倫理的配慮として本研究は、ミクロ・メゾ・レベルでの人権侵害やマクロレベルでの権利侵害が生じる可能性の極めて少ない文献・資料研究並びに大会等への参加型情報収集研究とした。

III. I F S Wの動向

本節では、IFSWが同会の総会時に2年ごとに公表し、採決を行う活動報告書に焦点をあて、IFSWの活動の焦点が最近の10年間でいかに変化してきたのかを整理する。以下(1)~(4)はIFSWのホームページに公開されている報告文書であり、(5)は2006年度総会議事録の抜粋である。

(1) 1998 - 2000 活動報告⁹

IFSWのメンバーは70カ国85団体、会員数=47万人になった。IFSWは、IASSWとICSWとの協力体制のもと、2000年の世界大会は共同開催にしている。

人権委員会は、グアテマラで多発しているストリート・チルドレンへの性的虐待や東ティモールでの事件に関心を寄せた。この2年間の大きな人権問題には3つの問題があり、それら人種差別撤廃、難民及び収容所に収監された者への対応、年少者の問題である。

倫理委員会は、ソーシャルワークの倫理に関するステートメントの作成準備を進め、そのゴールは2004年とした。

子どもの人権に関する取組みは、兵役に関する協定づくり、子どもの売買の禁止、子どもの売春及び児

童ポルノの禁止に及んでいる。IFSW は、子どもの人権に関する問題への対応を国連人権高等弁務官と交渉した。IFSW が有しているステートメントは、健康、HIV/AIDS、人権、移住、個人情報保護、難民、地域コミュニティ、若年者、高齢者、女性であり、そのうち、この間の会議で2つのステートメント - 高齢者と女性 - を採択した。

ソーシャルワークの定義は、1996年7月に改訂のための特別対策本部を立ち上げ、2000年7月のカナダ・モントリオールの総会を改訂のゴールとすることにした。IFSW が直面している問題で、特に重要なことに、子どもの性的虐待があり、国連・子どもの権利条約に即した、子どもの権利マニュアルづくりを数年間、続けている。

(2) 2000 - 2002 活動報告¹⁰

IFSW は、すべてのテロリズムに反対することを表明した。武力紛争の中の子どもの人権を保護する必要性から、2001年5月に、子どもの権利条約に加えて、武力紛争への子どもの参加の教養の制限並びに子どもの売春及びポルノ利用の禁止に関する条約が採択され、18歳未満の子どもの武力紛争及び交戦状態への参加の禁止と武力紛争への子どもの参加の募集への厳格な制限がなされようとしている。

倫理の声明は2004年の採択めざし準備し、「環境」を組み入れることに合意した。ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードもIASSWとともに作業が進み、共同で採択した。アジア会議は日本の長崎で準備が進んでいる。

『ソーシャルワークと子どもの権利マニュアル』を出版した¹¹。少なくとも6億人の子どもが1日1ドル未満で生活し、予防可能な疾病や栄養失調で5歳に至るまでに毎年1000万人が死亡する。また、国籍を得る権利が守られていない1歳未満の子どもが4000万人いる。人間の普遍的な価値である人権は、子どもの権利からはじまる。欠乏と排除を克服する努力とそのガイドラインが必要であるとIFSWは確信し、このことからIFSWは、2002年5月に開催された国連子どものための特別会議 - 政府の首脳や元首、NGOの代表など、子どもの権利擁護者や子ども自身が集まった - の時、IFSWはこのマニュアルを提供した。

IASSWとICSWとの協力により、ソーシャルワークの新しい定義を共同で採択した。IASSWの関与は、ソーシャルワーク教育の可能性と、人道主義による活動にソーシャルワークを学ぶ学生を巻き込む、新しい手段を提示した。IFSWとICSWとは、健康とメンタルヘルスに関するソーシャルワーク会議で協働している。人権委員会は、人権がソーシャルワークの価値と実践の中核として位置づけられることを支持し、ソーシャルワークは、人権に関する議論及び地球上の脆弱な人々の人権の保護の実現への努力と貢献をするべきことを確認した。

グローバル・ソーシャルワーク・デイは、世界中で進展した¹²。

(3) 2002 - 2004 活動報告¹³

アジア・太平洋圏は、地域ネットワークづくりに相当の時間を費やした。長崎2003会議はSARSのために中止になった。人権に関するステートメントの検討は引き続き行われている。人権委員会は、12ヶ月間のリーダー不在を経験し、IASSWとの協調がうまく進まなかった。しかし、協調の道は模索し続けられている。

倫理に関する原理とスタンダードについても引き続き行われている。そのための調査研究は進行中である¹⁴。倫理に関する新しい挑戦は、グローバル基準を促進させる新しい方法を見つけることである。IASSWとIFSWの連携はソーシャルワーク学生の国際的な倫理ドキュメントを提示する新しい機会を用意した¹⁵。政策ステートメントは、グローバル化、先住の人びとの2つを追加採択した¹⁶。

女性のステータスに関する委員会は、2004年3月にアメリカ・ニューヨークで、2つのテーマ - ジェンダー均等、男女共同参画 - について議論した。

IASSWとICSWとの連携は、2010年に向けて続けられている。IASSWとともに2003年9月に人権ワークショップを開催し、2004年4月にグローバル・ソーシャルワーク・デイを国連に働きかけた。グローバル・ソーシャルワーク・デイのテーマ - 子どもと家族のための国連ミレニアム・アジェンダについて - であり、それらは国連ミレニアム開発のゴール - 貧困の根絶、飢餓、ジェンダー問題、人権、HIV/AIDS - と一致した。

IFSWのテロリズムとの戦いは「恐怖との戦い」である。世界で10億人以上の生命が極貧や社会的不正義によって失われ、武器に費やされるレベルは増幅し続けている。

アムネスティ・インターナショナル(以下「AI」という。)は、ボランティアを動員する。人権侵害の犠牲者に結束力やエネルギーを与えるボランティアを、AIは世界中のメンバーや支持者とさまざまなネットワークを持っており、その数は、おおよそ150カ国以上180万人である。AIは、政治的な殺戮の消滅を求めてキャンペーンをしている。例えば、予告なしの死刑・拷問・その他の残酷な刑罰、非人間的な罰に反対すること、裁判にかけられずに罰せられない権利、良心の囚人の釈放を求め、政治犯のための公平で迅速な裁判のためのキャンペーンなどがある。

(4) 2004 - 2006 活動報告¹⁷

IFSWの仕事は、世界各地の地域ごとに進められるようになってきた。アジア及び太平洋地域におけるFASTプロジェクトは、生存者とその家族の支援を行った。ラテンアメリカとカリブ地域の活動の活発化は、スペイン語により活用できる情報を増大させた。大会は、3つの重要な分野を提起した。それは、貧困の緩和、

人権、ソーシャルワーク職業の促進である。

人権委員会のほか、貧困の緩和に関する委員会とソーシャルワーク職業の促進に関する委員会を設置した。ソーシャルワーク教育とトレーニングに関する I A S S W との共同作業は、調査・研究を進めている。大会で4つの国（アルメニア、ルワンダ、スーダン、スワジランド）が加わって、メンバー国は84カ国となった。

公式な声明文書は健康、HIV/AIDS、人権、移住、個人情報保護、難民、コミュニティー、若年者(子ども)、高齢者、女性、グローバル化、先住の人びと、環境、平和と社会正義の14になった。

I F S W は、国連先住の人びとに関する10年に関わった。「危険な状況における子ども固有な問題」に関するミレニアム開発のゴールに注目した。人権委員会は、組織の新しい枠組みづくりに取り組み、地域参加を促した。倫理委員会は、2010年をめざしたプロセスをはじめた。AI は、政府及び多国籍企業のバイオレンスの脅威に関する課題があることを強調し、自由の腐食、武器の開発と消費に関するグローバル化によるインバランスの広がりなどに警笛をならした。

I F S W の国連への関与に関する報告として、新しい人類文明を、公平に共有し、今後30～100年に渡り持続可能な生活を気づけるような世界的な合意文書を、世界人権宣言の例のように作成する必要がある。第一の視点は「私たちは、貧困を人間関係と切りはなして考えることはできません。私たちは戦争を止め、この惑星の将来を安全にするために、新体制を構築することを支援する、有効な国連体制を望む」であり、もう一つは市民フォーラムでいう市民の社会生活に関する宣言であり、人間のコミュニティーの分断と貧困を縮小する戦略的な取り組みが必要で、不平等への関心と対応の緊急性が広く認識された。

2005年2月にニューヨークで開催された国連人権委員会及び社会開発委員会は、社会的機能不全の多様性及び問題の悪化が認識され、社会的機能不全をもった人々の人権と自由の保障を検討することを目的にした。連続性を持つ問題は、社会的機能不全をもった人々が十分な生活を送り、社会活動に全面的に参加する能力の向上を問題としている。

子どもの人権については、地方ごとに120カ国からデータが収集された。そのテーマは「子ども兵士」である。85カ国以上100万人以上の子どもたちが徴兵されていると推測される。とくに、アフリカ中部において厳しい状況にある。関連して、子どもたちの「遊ぶ権利」が脅かされ、難民キャンプではスポーツやゲームの役割が伝えられなければならなかった。子どもたちに対する継続的な生活に関する基本的な物資の援助と、正常な生活スタイルを開発していく援助が必要である。

I F S W は、国連先住の人々の10年に積極的に関わ

た。グローバル・ソーシャルワーク・デイは2005年2月25日で22回目を向かえた。「人権の挑戦：暴力と災害による住居の喪失」をテーマとして500人以上のソーシャルワーク学生が参加した。この催しの目的は、国連に対するソーシャルワーク職業のアピールと、国連とソーシャルワーカーの対話の促進、ソーシャルワークの技術と能力を国連の職員及び各国代表に教育することである。

国連ナイロビ会議では、ミレニアム開発の課題である「水の衛生とスラム街の改良」が進展した。「スラム街のない都市に向けた行動計画」では、様々な地域のニーズ及び状況に即した国ごとの基礎資料が検討され、スラム街を評価する方法を調査した国連チームの提案は、サブ委員会に受理された。I F S W が参加するサブ委員会で、I F S W は都市周辺のスラム街を他の地域に移すことは、居住を移動させられる人々の人権を侵害する恐れがあり、膨大な費用が必要となる。人々の参加型開発行動プロジェクトを検討する必要があることを主張した。都市の問題の本質につながる活動は、スラム街で働くチーム全体の革新的連続的な向上を要求している。

(5) 2006 総会議事録¹⁸

2006年度の総会は、7月27日～29日にドイツ・ミュンヘンで開催された。2004～2006年の活動報告に関する意見として、中国は2つの点で反対した。第一は死刑廃止・軍縮などの政治問題との関連であり、第二は台湾に関係していた。これに対して人権委員会は、I F S W の立場は国連人権規約に従って死刑廃止の立場で一貫している。人権委員会は、人権および社会正義に関する政策と教育マニュアルの修正は次期に行うとし、「社会的文化的権利」の位置づけを考慮すると報告した。人権及び社会正義に関する基本的指針は、ソーシャルワークの倫理ステートメントと類似している点が多いと指摘し、両者の合併を検討すると提案した。ソーシャルワークの定義も2010年までに合併すると提案した。倫理委員会委員長は、2008年までに世界的な調査を行うとし、苦情を管理するメカニズムの確立という課題が残っているとした。ソーシャルワークの定義については、2008年までに世界的な調査を行うこととした。

貧困緩和特別調査会は、貧困緩和の研究を継続する。

健康に関する I F S W のステートメントは、人権と社会正義の要素としての健康である。それは国家間の、そして各国の都市と田舎の、社会的要素に関わる不公平を含む健康問題や国家間の、そして各国の都市と田舎の、ヘルスケアサービスへのアクセスに関する問題、さらには医療技術に関する倫理上の問題（例えば、臓器移植、遺伝病スクリーニング、安楽死など）、環境に関する問題を指摘している。そして、ソーシャルワークと他のヘルスケア専門職との関係や労働衛生上の問題を解決していく必要があるとした。

総会決議では、世界中を巻き込んだグローバルイゼーショ

ンは、女性・子ども・年長者・障害者及び貧困層など世界中の最も脆弱な市民を脅威にさらした。ソーシャルワーカーは、IFSWの政策や倫理を道具として、原理や法則を用いて、非暴力人道的な解決策を見つけるように国家に働きかけていくこととする。IFSWの平和に関する考え方や人権及び社会正義に関する考え方を国家に伝え、そのような方向に国家が働くことを促していくこととした。国連の場においても平和を国連が支持するよう働きかける。IFSWは、非暴力人道的な解決策を通じて、自決を達成するようにすべての国やグループに働きかける。IFSWは、すべての民族が本質的な人権及び社会正義を尊重される環境に居住できる権利を持っていることを強調する。

1998年から2年ごとの報告書の概要をまとめてみると、上記のようになり、1998 - 2000年の焦点は、新しいソーシャルワークの定義やその他の政策文書の採択に向けての準備が活発化した期間であったことがわかる。次の2000 - 2002年では、新しいソーシャルワークの定義が採択され、それに伴うIAASWとICSWとの連携が重視されていくことになる。さらにその協働は2002-2004年の2年間で倫理と人権の声明の採択に向けて強められた。それと同時に、国連やAIとの連携が強まる時期でもあった。続く2004 - 2006年においては、国際ソーシャルワークの展開が地域化するのと同時に、災害や貧困に再び焦点があてられることになった。そして2006年の総会では2010年に向けて、人権に関する声明とソーシャルワークの倫理原則並びにソーシャルワークの定義を一体的統一的なものとするために準備を始め、より一層ソーシャルワークのビジョンとミッションを明確にしていく動きを強めようとしている。

IV. IFSWブラジル世界大会

前節まででIFSWが取り組んできた1998-2006年までの焦点を明らかにした。次にサルバドル世界大会での議論の内容を記述し、2010年に向けてIFSWが何を問題とし、活動の焦点をどこにあてているのかをとりまとめる。なお、同世界大会に先立ち、IFSWの総会が行われている。総会の議事録は本稿の執筆時点には公開されておらず、同総会の全容を把握するためには時間を要する。したがって、本稿では、一部公開されている総会事前資料から、その内容を要約し、続けて同大会の内容を記述していくことにする。

(1) IFSW総会2008

IFSW会長であるデービッド・N・ジョーンズは、2006年総会の閉会時に4つの課題を掲げ、それらすべてに進展がみられたが、ソーシャルワークという職業を十分に世界中の人々に理解されるように伝えることができているとはいえないとし、しかしながら、ソーシャルワークの重要性や必要性およびその価値について各国の

政府及び国連の機関が認識しているのも事実であると述べている。このことに自信を得て、私たちは、21世紀の新しい経済と政治的な現実の中で自己を再発見し、メッセージを伝えていく新しい方法を見つける必要があるとした。また、次の10年の社会行動計画は、IFSWの香港2010世界大会で明確な目標に結びつき、ソーシャルワークが国際的に認識されるための活動は職業促進委員会が担当し、その中心的な活動が世界ソーシャル・ワーク・デーであると確認した。つまり、IFSWのターニングポイントは香港2010年にあると宣言し、今回の大会での大きな挑戦は、ラテンアメリカにおける言語優先権を認識する新しい方法を見つけることであったとしている。また、香港大会までの重要な優先事項は、収入源の多様化であり、活動するための財源を調達することが必要だという認識を示した。なぜなら、2010年までの期間は、いくつかの重要な調査およびプロセスを結論に導かねばならず、例えば、子どもの権利や地域の新たなイニシアチブ、ソーシャルワークの定義と倫理の統一、IFSWとIASWとICSWとの協調などを含んでいるからであるとしている。2006 - 2008年の活動がスムーズに進まなかった要因として半年間にわたる事務局長の病氣療養や人権委員会並びに倫理委員会の委員長の退任表明があったとも述べている。

そのような中で、同総会で「貧困緩和とソーシャルワーカーの役割に関する国際的方針草案²⁰」が議論のテーブルに上ったことは、次期総会を見据えた動きとして評価できる。すなわち、同草案ではソーシャルワーカーの役割を次のように記述している。

ソーシャルワーカーは、歴史的に、貧民とともにまた貧民を代弁して活動する重要な専門職であった。国際ソーシャルワーク実践は、地域レベルでの貧困緩和活動に寄与することができる。注意すべき一つの役割はコミュニティ開発である。コミュニティ開発は、コミュニティ分析、社会計画、コミュニティオーガニゼーション、およびソーシャルアクションの技術を必要とする。コミュニティ開発は、地区の居住者の経済的チャンスを活かす能力を必要とする。ソーシャルワーカーの役割は、コミュニティ実践である。貧困は個人的特徴と、コミュニティ資源と機会との複合的相互作用を含んでいる。コミュニティ実践は、[個人-活動-コミュニティ]を結びつける。これらを活用する個人的な能力とともに、リソースと機会を高めることに着目する。個人が成長するにつれて、共同体も成長する。二つは互いに補強している。

同草案の末尾にはIFSWの方針声明が明確に記載されており、IFSWの人権と社会正義に関する姿勢が顕著に示されている。主な項目は次のとおりである。

- ・人権は、すべての人にとって根本的である
- ・食物や生存における必需品を持つ資格を、すべての

人々が持っている

- ・2015年までに「極貧」の中で生きている人々の数を半減するというMDGの提案を支持する
- ・国連および貧困緩和に向けた政策を支援し進める民間組織やNGOと協働する
- ・貧しい人々は自身と子どもたちのために経済的社会的な進歩を享受する権利がある
- ・「極貧」を緩和するソーシャルワークの実践
- ・女性が貧困の危険にさらされていることの認識
- ・貧困を緩和する1つの手段として、ジェンダー均等を推進するMDGを支援する
- ・子どもが「極貧」にさらされ、若年死および教育の不足が多くの場合、家族の欠乏の副産物であると認識する

(2) ブラジル世界大会

IFSW ブラジル世界大会2008の主催者 Ivanete Salete Boschetti によるメッセージでは、大会テーマの「グローバルな、そして不平等な社会における、権利の実現に向けた挑戦」の焦点は、地域的そして国際的な多様性に加え、労働/貿易と社会的格差が押し付けてくる、社会経済的プロセスのグローバル化と著しい社会的不均衡、破壊的な資本主義的モデルにより、生活と社会に必要な自然資源が絶滅の危機に瀕していること、世界的紛争による軍備の増強が、政治的交渉の妨げになることであり、大会を通じて世界中のソーシャルワーカーが、人権と団結に基づく公正な世界の構築に寄与する倫理的・政治的・専門職的实践ができる経済的・政治的・文化的デモクラシーを擁護していくことを、批判的社会思考による先進的な討議を体験する機会としたいと述べている²⁰。

続く Jose Paulo Netto (ブラジル) によって行われた大会講演は、テーマ「グローバル化と不平等が進行した社会において権利を確立するための挑戦」と題して以下のような趣旨で行われた²¹。

権利を確立するとはどのようなことなのか、人間だから人権を保持していることが前提で話されてきた。当然に、文化に対する権利も含まれる。しかし現実には、社会的権利と権力との間に対立がある。社会的権利は、市民権を中心として人びとの生活の質の向上を認める。権力は政治による秩序の維持を政府に認める。権利という秩序に対して、資本主義がシステム化してきたのは経済という秩序である。政府は経済秩序を政治的秩序と結びつけてコントロールしてきた。そこには生産性の向上という名の正義があり、グローバル化という基準の中の淘汰を黙認してきた。これが「貧富の差」を助長した。

生産性の向上は「新しい貧困」や「権利侵害」を生んだ。消費による短期間の収益を得ることをねらいとする市場は、貪欲である。しかし、消費にも限界が

みえている。生き延びようとするために発展させてきたのに、その発展が貧困につながったのだ。歴史的な視点から資本主義経済と労働者について問い直しが必要である。

世界の人びとは、基本的な人権を求めていることを忘れてはならない。私たちはどのような社会にしたいのか、するべきなのかを常に問い続ける必要がある。絶対的な真実はなくなり、健全な意見交換こそ大切である。

2000年の国連の目標～ミレニアム・アジェンダは、資本のグローバル化のみを拓げることに役立った。そこには規制緩和とフレキシビリティという特典がついていた。一方、労働者は「中世期の壁」の再現に晒されている。ソーシャルワーカーが、経済に疎かったことの結果かもしれない。

このような状況を打開するためには、これまでの民主主義では限界がある。なぜなら、グローバル化は、国家の権力をも退けたのだ。貧困のグローバル化を撲滅しようとして、治安の問題が発生した。貧困の問題を撲滅しようとして、国家のテロリズムが発生した。人権概念が空洞化し、見直しが叫ばれるようになっていく。人権と社会保障は分離してはならない。私たちは「ホスピタリズム (可能性主義)」を取り入れよう。可能性主義は、ユートピア主義ではない、誤った中立主義ではない、「対立」「確執」を隠さない、「後ろ盾」が必要な場合がある。平等は相対主義的認識である。

私の提案は、人権の地球規模化である。具体的に世界の人口の半分以上にアプローチする連帯を求め、実際的な人権の確立を求める。不平等な社会を変えていける可能性はあるのだから、人権を政治に任せてはならない。私たちが進むべきキーコンセプトの例をあげれば、「環境破壊」「社会調整」「社会秩序の変革」「人権」の確立のための社会変革などがある。こうした運動を個人ではなく連帯し、共同体として行おう。この会議が確実な一歩となるようみんなで闘おう。目指す到達点は「同胞愛・自由・平等」である。

(3) 大会詳報

参加者1700名以上を集めたブラジル大会では、表1のように950本を超える発表が行われた。

筆者は、これらの発表のうち、IFSWの重要な課題である人権と倫理、ソーシャルワークの定義に関連するNo.1の分科会に参加したので、同分科会での発表内容について、簡潔に紹介しておきたい。

Vishanthie Sewpaul (南アフリカ)は、アフリカ人女性の権利と民主化に対するグローバル化が与えた影響について報告し、ILOの努力によって雇用が改善し、女性の49.1% / 男性の74.3%が仕事を得た。しかしながら、それらの人々の約半分は1日2ドル以下の収入で生活して

表1 ブラジル大会における口頭／ポスター発表と領域

| | 分科会テーマ | 口頭 | ポスター | 計 | % |
|----|-------------------|-----|------|-----|-------|
| 1 | ソーシャルサービス、倫理と人権 | 37 | 6 | 43 | 4.4 |
| 2 | 社会問題、欠乏と社会政策 | 115 | 48 | 163 | 16.8 |
| 3 | ソーシャルワークと法的関連 | 26 | 10 | 36 | 3.7 |
| 4 | ソーシャルサービス理論とアプローチ | 35 | 12 | 47 | 4.8 |
| 5 | ソーシャルワーカーの活動と職業 | 41 | 60 | 101 | 10.4 |
| 6 | 地方における社会運動と環境 | 54 | 24 | 78 | 8.0 |
| 7 | 家族と社会関係 | 41 | 18 | 59 | 6.1 |
| 8 | 子ども、若者の権利 | 35 | 52 | 87 | 8.9 |
| 9 | 老化と高齢者の権利 | 43 | 12 | 55 | 5.7 |
| 10 | 暴力と公安 | 33 | 15 | 48 | 4.9 |
| 11 | 社会的保護政策とソーシャルサービス | 75 | 42 | 117 | 12.0 |
| 12 | 専門職養成教育 | 47 | 25 | 72 | 7.4 |
| 13 | 人種の関係とソーシャルサービス | 11 | 3 | 14 | 1.4 |
| 14 | グローバル化と移住 | 6 | 6 | 12 | 1.2 |
| 15 | 障がい者の権利とソーシャルサービス | 18 | 8 | 26 | 2.7 |
| 16 | 災害時ソーシャルワーク活動 | 12 | 1 | 13 | 1.3 |
| 17 | 難民、移民の権利の再検討 | 0 | 2 | 2 | 0.2 |
| | 計 | 629 | 344 | 937 | 100.0 |

おり、その数は290万人に上る。背景には、ジェンダーの問題や人種の問題があり、人種問題の背景にはステレオ・タイプの先入観による役割認識があり、正当な評価がなされる余地がない。また、すべての子どものうち50%が小学校に通ってはいるものの、小学校を卒業できるのは15%に過ぎず、特に問題が深刻なのは女子の退学で、その理由は性的虐待であると報告した。さらに南アフリカの問題は「水」へのアクセス権にある。水を手に入れることができるということは基本的な人権であるのに、女性は毎日、一日に20kgの水を6キロの道のりを歩いて運ばなければならないアンペイドワークを強いられている。ソーシャルワークの課題は経済原理への挑戦である。一つのコミュニティでは多国籍企業に合わず、対抗するために多くのコミュニティによるネットワークが必要になる。それを理解するためにも教育が必要である。人権を守る開発教育が有効だと考える。学ぶべきことは根本的な自由とは何かを教え、深く新しいスキルを身につけるのに役立つからだと報告した²²。

Carole Schauer & Ce Shen Judith (ニュージーランド) は、ニュージーランドにおけるメンタル・ヘルス・カウンセリングがいかに人々の Well-being に役立つかにつ

いて検討した結果を報告している。しかしながら、この報告に関してはアプローチするグループとそうでないグループとの比較研究における倫理的課題が明確にされていないという限界が指摘された²³。

Christian Van Kerckhove (ベルギー) は、ソーシャルワークの倫理における義務論の適用について報告し、倫理と法律と義務の実践的区分とつながり、ソーシャルワーク教育の方法におけるレベルと自他関係の理解という課題を導く。とくに Ethics は、Norms, Values, Rules (モラル、価値、規則) と同義にとらえられているという問題を取り除く方法を考案しなければならない。そこに Deontology(義務論)が役立ち、職業人としての私たちに期待されるものは何かを哲学的な思考によって焦点化し、Ontology(存在論)と Autonomy(自治・自律)と Heteronomy(他律)とを調和させる必要があるとした²⁴。

Pamela Trotma (オーストラリア) は、「倫理実践の天秤理論」と題する発表で、倫理上の民主的手続きの必要性を強調した。個人の価値観が多様であれば、ワーカー間で民主的に一致した綱領の成立は難しく、サインできないだろう。また、一致できるとすれば、その一致は妥協の産物であり、かつ、後にジレンマを生み、守れない可能性がある。さらに民主的な手続きにより一致させたならば、それに同意できなければ、造反者として「ソーシャルワーカーではない」と烙印を押され、ソーシャルワーカー集団が排他主義者の集団に陥ってしまうのではないかと疑問が呈した²⁵。

Elis Envall & Katrin Brusquini (スウェーデン & エジプト) は、「ソーシャルサービスによる人権の現実」と題して報告し、人々の社会的権利を実現させるためのソーシャルサービス実践は、経済政策に引けをとらない価値があり、ソーシャルサービスと経済政策とが共存していける協定を結んでいく必要があるとした²⁶。

Marjut Kosonen (スコットランド) は、ソーシャルワーク・ステートメントの外部調査を通じて、権利を保護することの重要性について報告した。人間が人権を有していることをどのように証拠づけるのかと問い、いかにして人権に即した実践をしていると実証するのか、とくに子ども家庭福祉において、外部調査による評価が必要であり、組織的にはリーダーシップの質が問われ、それを評価するための包括的なチームが必要であり、その過程の評価が求められるとした²⁷。

人権委員会の委員長エリス・エンバル(Sweden)は、「国際的な衝突と人権侵害へのソーシャルサービス」と題するラウンドテーブルにおいて、次のように語っている²⁸。

ソマリアやコロンビアなどの最貧国の貧しさは、暴力と結びついている。ソーシャルワーカーの望みは、貧困を撲滅することである。しかし、そこには対立軸があり、その軸とは国家的規模で起こっている経済を保護する資本主義の影響である。人権を享受できない

多くの国並びに人びとがいるというのに、経済保護が優先されている。

貧富の差を是正しようという考え方には、世代間格差、北アメリカ諸国、北欧と北米の違いも見逃せない。これらの最富裕国は、人権は大切だが、国家の経済優先の政策が結びつかず、ましてや人権を根底にした国際協力が十分に理解され実行されているとは言い難い状況にある。

貧困の撲滅をめざしたプレミアムサミットのアジェンダ21は実効性が乏しい。なぜなら、経済政策で「貧困の撲滅」に対する答えが出せるとは考え難いからである。しかし、ドキュメントへの接近と理解がなければ、最富裕国と最貧国との対話の基準もなく、ましてや人権についての対話もなされない。私たちは政府間の対話を重視していかなければならない。

私たちは30年前に女性の問題、とくに若い母親のメディカルケアの問題についてのドキュメントを作成した。そこには国際法に照らして、人権の主体に子どもも含まれていることを確認した。しかし、国際法と国内法との不整合や不適合が未だに残された課題である。暴力に関するドキュメントにも、人権の尊重が示されている。

私たちの目標達成は「夢」なのか。ソーシャルワーカーは、いかなる社会や文化の障壁をも超えて、専門的な教育により、社会保障・社会サービスに貢献できるだろう。社会サービスは十分ではなく、世界中でブラックマーケットがはびこるシチュエーションが残されている。

IFSWは、あらゆる衝突に対して行動する。人権と暴力という対立に対しても、サポートの方法・方策を指し示すドキュメントを提示する。国と国の対立においても、ソーシャルサービスは社会的なニーズによって方向づけられる。人権はすべての国で実現しなければならない。

続いてフィリピンの Evelyn Balais-Serrano は、人権と社会正義がソーシャルワーカーの理念であることを確認し、人類の歴史が人間の尊厳という理念を生み出したと前置きし、次のように述べた²⁹。

世界中で [対立] はやまず、将来的な [対立] に対して、警笛を鳴らしていく必要がある。具体的には、女性やエスパニッシュ系住民の人権、フィリピンの地方における貧困の拡大など、これらすべてが「暴力」である。幼児期にダメージを受けた世代は、人権が守られている子どもたちを「ラッキーチルドレン」と呼称して逆ラベリングしている。政府は経済に力を注ぎ、ソーシャルワーカーは人権に力を注いでいる。子どもたちを救うのに10年間で必要なコストは、政府が経済に注いだコストのほんのわずかにしかすぎない。アメリカはグローバルイゼーションという名のもとでの

搾取を助長している。人びとを「経済」のもとでコントロールしている。富裕国と最貧国の対立は、富裕国がマジョリティだと思い込んでいるところにある。そうではなく最貧国に住んでいる住民がマジョリティである。

道は険しいけれども [グローバル・ジャスティス] をめざし、[グローバル・ファイナンス] を、暴力などの対立の解消のために活用すべきである。創造すべきは、暴力などの対立を解消するコミュニティである。ジェノサイドを再び呼び起こしてはならない。国家間のコミュニティ並びにコミュニケーションにより、新しい国際人権法が必要である。ソーシャルワーカーは、ヒューマニティによる行動をする。ヒューマニティの確保が最大の挑戦でもある。IFSWのインパクトは「Stop the war (戦争を直ちに止めよ)」である。もう一度「正義」について問い直そう。アウンサンソーチーの志を忘れてはならない。ローカル・コンフリクトからの解放が必要である。

大会閉会に時に IFSW 会長は次のように述べた³⁰。

今、ソーシャルワークは、どこにいるのか。グローバルイゼーションには、肯定的な面と否定的な面がある。今、ソーシャルワーカーはグローバルな社会危機に直面しているし、社会的な危機がグローバル化したと認識することもできる。それは、生命の基本に関する問題であり、食物・水・力・移住・戦争に関わる大きな社会的インパクトとして再登場した。

グローバル化による変化の第一には、ポスト・モダンの危険性や経済的格差、社会危機、結束の中での傾斜、変化の可能性の連関が認識されなければならない。第二にソーシャルワークが国際的な職業になり、ソーシャルワーカーのグローバル化が必要で、グローバル化した社会問題、例えば疾病と流行病・環境・個人とその家族およびコミュニティに対応できる、日常的な活動を、今、私たちすべてがグローバルな状況の中で働くことを視野に入れ、結束してグローバルなストレングスを獲得しよう。IFSWの挑戦は、意思疎通を明確に成し、よく理解し合ったうえでの会員組織を支援することである。

以上、概観してきた IFSW のソーシャルアクションとそのための理念のアウトラインを整理しておく、表2のようになる。

V. 考察

以上のような IFSW の動向から、わが国のソーシャルワークを取り巻く情勢並びに関係学会・職能団体で行われているソーシャルワークに関する議論において、欠落していること、または不明確なことなどを抽出していくことにする。分析にあたっては「グローバル・シンキ

表2 I F S Wの理念とソーシャルアクションの要点

| 年 次 | アウトライン |
|------------|--|
| 1998-2000年 | ・ソーシャルワークの新しい定義の策定に向けた取り組み ・国連子どもの権利条約に対応したソーシャルワーク実践マニュアルの策定に向けた取り組み ・国連ミレニアムサミットに予定されている「人間開発」の考え方に対応した人権に関する声明（案）の策定に向けた取り組み |
| 2000-2002年 | ・新しいソーシャルワークの定義の可決とこれからの取り組み ・ソーシャルワークの倫理 - 原則と基準（案）への取り組み ・アメリカで起きた9月11日のテロリズムに反対する声明 |
| 2002-2004年 | ・長崎大会の中止と50周年大会の準備 ・先住の人々へのソーシャルワークに関する声明（案）、グローバル化がもたらす影響に関する声明（案）、ソーシャルワークの倫理 - 原則と基準の採決、ソーシャルワーク教育に関するグローバル基準の採択 ・国際社会福祉教育学校連盟（IASSW）との連携・協働の強化 ・AI との連携の強化 |
| 2004-2006年 | ・国連への参画（ミレニアム開発）と国際ソーシャルワークディ・アピール ・アフリカおよび各地での貧困の激化への認識 ・それを踏まえた人権とソーシャルワーク・マニュアルの改正への取り組み |
| 2006-2008年 | ・国際社会福祉協議会（ICSW）との連携 ・ソーシャルインクルージョン：貧困と社会的不平等への対峙 ・事務局長の療養、倫理委員長並びに人権委員長の退陣 |
| 2008-2010年 | ・暴力と結びついた貧困への対応 ・すべての人が等しく発言できるというグローバル化の実現 ・生命の基本（食・水・平和・環境・移動）に関する問題への対応 ・香港大会での大きな前進のための準備 |

ング、ローカル・アクト」というソーシャルワーク学という射程の構造学的視点に焦点をあて、ミクロ・メゾ・マクロのソーシャルワーク実践対象をいかにとらえようとしているのかを考察していくこととする。

(1) 学術会議の提言

2008年7月にわが国で公表された日本学術会議社会学委員会・社会福祉学分会の提言「近未来の社会福祉教育のあり方について ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて」の骨子は、 国家資格である社会福祉士養成科目に留まらず、生活文化・生活の質・利用者理解という「価値」、利用者の直接的・間接的援助等の多様な援助に関わる「支援技術」、計画・参加システム・サービス供給体制を含む「政策」の総合的な理解を進める教育が志向され、 大学院教育では、高度専門職教育としてのスペシフィックな専門職教育を推進し、ソーシャルワーカーには深刻な生活課題への対応が求められており、かつ医療・保健・司法・教育等の専門職との連携が不可欠になってきている現状にあって、生涯学習できる教育体制の整備を求め、 社会福祉教育の内容においては、リベラル・アーツを含めた学際的教育が必要であり、同時に職域の拡大に伴う、社会福祉教育の固有性についてより明確にしていく必要性を強調し、 地方自治体レベルでの研究・教育・実践の連携の強化していくこと、 職能団体や他の専門職との密接な関係を作り、国際社会福祉教育連盟や国際ソーシャルワーカー協会の国際基準を発展させ積極的な役割を果たしていくことなどとなっている³¹。このような骨子の提言は、今日の日本におけるソーシャルワーカーの養成教育の現状と課題に即しての（まと）を得たものであると評価できる。しかしなが

ら、同提言の骨子 にみられるような国際社会における積極的な役割を、アジア地域における連携・協働を強調するにとどめているところに限界を感じざるを得ない。

(2) 提言への反証

第1に、わが国における社会福祉士資格制度と国際標準でいうソーシャルワーカーとの相違点は、制度確立期から一貫して議論の対象となってきたこと、未だ結論がでていない点に関する。社会福祉士という専門職に求められる専門的職務内容は、社会福祉士制度が成立してから今日に至るまでに積上げられてきた社会福祉士のアイデンティティ構築の過程であることを無視できず、社会福祉士自身がめざした自画像は「権利擁護者」であり、その社会的認知を獲得するために実践力とアクションを展開してきた³²。

第2に、理念的なレベルから一考すれば、ソーシャルワーカーの倫理綱領との矛盾を指摘せざるを得ない。すなわち、2004年に採択されたI F S Wのソーシャルワークの倫理 - 原理に関する声明においても日本で2005年に採択されたソーシャルワーカーの倫理綱領においても、社会正義としての平和擁護と環境破壊への対応が明確にされている。しかしながら、上記の提言においては、平和擁護や環境破壊への対応に関する視点が明示されていない。

第3に同提言はコミュニティーでの実践を重視し、わが国のソーシャルワーカーの実践の場がコミュニティーであると認識し、それに即した教育のあり方を提言している。その一方、I F S Wの認識は、実践現場をグローバルにとらえ、かつローカルに活動することを念頭におき、国境を越えた連帯によるソーシャルアクションをめ

ざしている。つまり、同提言でいうマクロレベルの実践現場が地域社会であり、ソーシャルワーカーに期待される役割はチームケアやマネジメントであるのに対し、IFSWというマクロレベルとは地球市民が活躍する世界福祉、福祉社会であり、その中心的機能はソーシャルチェンジとソーシャルアクションであるのだ。つまり、構造的認識においても相違点を見出すことができる。

第4に2004年にオーストラリア・アデレードで採択された「ソーシャルワークにおける倫理 - 原理に関する声明」は、序文・ソーシャルワークの定義に続いて、国際条約の位置づけが項目立てられ、次のように記述されている。

国際的人権宣言と条約は、共通した達成基準を形成し、グローバルコミュニティで受け入れられている権利を認識する。ソーシャルワーク実践と活動に特に関連性のある文書は、世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利に関する条約、先住民と部族の人びとに関する条約（ILO条約第169条）である。

つまり、IFSWが国連やILOとの連携を強めて活動していこうとすると、国連に対する事前の働きかけ（ロビー活動）を行い、かつ、採択された条約等に対しては、積極的に支持し、その理念の具現化に向けて実践しようとしているのである。したがって、今後もIFSWは国連やその他の機関に事前協議を働きかけ、積極的な意見表明をし、採択後にはIFSWの政策文書上で支持を表明していくものと推察できる。

第5に、続く倫理原理「社会正義」の項では、ソーシャルワーカーは、社会正義を促進する責任があるとされている。具体的には、「ソーシャルワーカーは、自分たちが実践する社会での民族的・文化的な多様性を認識し、尊重しなければならない。そこで個人・家族・グループ・コミュニティに違いがあることを考慮しなければならない。」とされている。さらに「不当な政策と実践への挑戦」があり「ソーシャルワーカーには、自らの雇用者、政策決定者、政治家と一般市民の注意を促し、それらに貧困の中で人びとが生活している状況や、資源が不適切、もしくは、資源の分配・政策・実践が圧政的で、不公平で、有害である状況に関心を向けさせるという職責がある」としている。つまり、IFSWは他民族・他文化への理解と尊重を社会正義の一貫と位置づけ、それが実現していない社会は不正義な社会であると認識しているのである。一方、わが国においては、マルチカルチャリズムに基づく多文化共生を実現することが社会正義に合うという発想には至っていないのである。

VI. 結論

本研究で得た結論は、IFSW関連の動向と日本学術

会議の提言とを比較対象として例にとれば、国際水準というソーシャルワーカーに一定レベル近づきつつも、未だわが国の資格並びに施策・制度の枠組みの中でのソーシャルワークに留まり、わが国のソーシャルワーカーの職域拡大のための提言がなされたに過ぎないものであった。つまり、国際的には、ソーシャルワークが本来的に果たしてきた役割＝貧困への挑戦や緩和に焦点があてられ、IFSWは国際的なソーシャルアクションを提唱しているにもかかわらず、わが国においては、マクロの領域におけるソーシャルワークが不明瞭となり、平和擁護・環境保全・死刑廃止という理念に関する議論とソーシャルワークの普遍的価値である人権と社会正義の相互作用と両立についての議論が曖昧なままであるのだ。

したがって、わが国のソーシャルワークを発展させるためには、今一度、国際的なソーシャルワークに係る哲学・思想・理念など基礎的な研究を積上げ、ソーシャルワーカーに期待される役割として国内・国外を問わず支持されている理念 - 人権の擁護と社会正義の実現 - について、真摯な議論が必要であると考えられるものである。そして、その議論と実践とを連結させ、ソーシャルワーク学を体系化することが、わが国の喫急の課題である。また、ソーシャルワークにかかる議論に寄与でき得る研究を絶え間なく進めていくことが本研究の今後の課題でもある。

註)

- 1 ソーシャルワーク学とは「価値・知識・技術と役割の科学化に基盤をおき、人権と社会正義に関する実践思想を構築している。ソーシャルワークの実践科学は、人とソーシャルワークの実践モデルやアプローチにかかる科学に支えられている」と定義されている。川廷宗之編『社会福祉士養成教育方法論』弘文堂、2008
- 2 岡本民夫「国際社会福祉総説」『エンサクロペディア社会福祉学』中央法規、2007
- 3 例えば阿部志郎・井岡勉編『社会福祉の国際比較、研究の視点・方法と検証』有斐閣、2000がある。
- 4 岡本民夫「国際比較研究の意義」『エンサクロペディア社会福祉学』中央法規、2007
- 5 埋橋孝文「国際社会福祉における比較対象と視点」『エンサクロペディア社会福祉学』中央法規、2007
- 6 日本のソーシャルワークの到達点を吟味する際、看過することができない一つの見方として、日本社会福祉実践理論学会の到達点がある。同学会はソーシャルワーク実践モデルの開発や対象への新たなアプローチとしてのナラティブ・アプローチに焦点をあてている。
- 7 秋元樹「国際社会福祉とは何か」『エンサクロペディア社会福祉学』中央法規、2007
- 8 井岡勉「国際社会福祉の対象と扱うべき問題」『エンサクロペディア社会福祉学』中央法規、2007

- ⁹ Biennial Report 1998-2000, Agenda item 9, International Federation of Social Workers
- ¹⁰ Biennial Report 2000-2002, Agenda item 9, International Federation of Social Workers
- ¹¹ このマニュアルは日本社会福祉士会国際委員会訳『ソーシャルワークと子どもの権利』筒井書房、2004.
- ¹² 2008年度は「多様性のある世界の構築」というスローガンで4月15日に催された。次回は2009年3月17日。
- ¹³ Biennial Report 2002-2004, Agenda item 9, International Federation of Social Workers
- ¹⁴ 新しい倫理ステートメントは、2004年のオーストラリア・アデレードで採択され、全訳は社団法人日本社会福祉士会倫理委員会編『社会福祉士の倫理、倫理綱領実践ガイドブック』中央法規、2007に掲載されている。
- ¹⁵ 同ステートメントの翻訳は、日本ソーシャルワーカー協会のホームページ (<http://www.jasw.jp/>) に掲載。
- ¹⁶ 「先住の人々に関する声明」は、日本社会福祉士会編『社会福祉士の仕事』(中央法規)に詳細。
- ¹⁷ Biennial Report 2004-2006, Agenda item 9, International Federation of Social Workers
- ¹⁸ General meeting Minutes, Munich, Germany, JULY 27-29, 2006, International Federation of Social Workers
- ¹⁹ International policy on Poverty alleviation and the role for Social Workers, Agenda item 13.3,
- ²⁰ International Federation of Social Workers (<http://www.socialwork2008.com/>)
- ²¹ The challenge of establishing rights in a globalized and unequal society, IFSW 19th conference 16/8/08
- ²² Vishanthie Sewpaul, Social service and the Struggle for work, Rights and Democracy in the Global world, IFSW 19th conference 17/8/08
- ²³ Carole Schauer & Ce Shen Judith, Consumer direction, personal care, and well-being for Medicaid beneficiaries with mental health diagnoses: Lessons from the New Jersey Cash & Counseling Program, IFSW 19th conference 17/8/08
- ²⁴ Christian Van Kerckhove, Ethics, deontology and law, An exploratory attempt at conceptual delineation within the social work field, IFSW 19th conference 17/8/08
- ²⁵ Pamela Trotma, Ethical practice: Achieving the Balance, IFSW 19th conference 17/8/08
- ²⁶ Elis Envall, Katrin Brusquini, Making Human Rights a Reality in Social Services, IFSW 19th conference 17/8/08
- ²⁷ Marjut Kosonen, Promoting rights and ensuring protection through external scrutiny of social work, IFSW 19th conference 17/8/08
- ²⁸ Elis Envall, Global conflicts and Human Rights Violations : Social Service Action, IFSW 19th conference 18/8/08
- ²⁹ Evelyn Balais-Serrano, Global conflicts and Human Rights Violations : Social Service Action, IFSW 19th conference 18/8/08
- ³⁰ IFSW 19th conference 19/8/08
- ³¹ 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会「提言 近未来の社会福祉教育のあり方について - ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて - 」2008.7.
- ³² 社会福祉士のアイデンティティ確立の歩みは『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』相川書房、2007